

# 滋賀県外の医療機関で妊産婦健康診査等を受けられる方へ

※この説明書は振込みが完了するまで大切に保管してください

滋賀県外の医療機関で妊産婦健康診査等を受けられる方に、健診費用の償還払いを行っています。医療機関の窓口で一旦全額をお支払いいただいた後、妊産婦本人の申請により公費負担分を指定の銀行口座に振込みます。なお、**銀行の振込み手数料はご本人負担です**ので、振込み手数料額を差し引いた額が振込まれます。

**（※注意）各受診券に記載されている金額（上限）までが公費負担され、残額は自己負担していただきます。また、健診に要した費用が、受診券の公費負担額より低い場合でも、払戻しはありません。里帰り先の医療機関で実施された健診項目すべてが助成対象となるわけではありません。（実施した検査項目を再度実施する場合や健診内容によって自己負担が生じます）**

## 【手続きの流れ】

1. 当日の健診費用は全額医療機関にお支払いください
2. 「妊婦健康診査費等請求書（県外受診者用）」の実施報告書欄を、医療機関で記入してもらいます。複数の医療機関を受診する場合は、それぞれの医療機関で記入が必要です。
3. 母子健康手帳別冊の受診券（医療機関で記入・押印したもの）を同封してください。
4. 妊婦健康診査等実施報告書の上欄を記入して、下記まで郵送ください。

**分娩月の3カ月後の10日までに（公益財団法人）滋賀県健康づくり財団へ提出してください。**

【例】分娩した月（1月）                      2月                      3月                      4月10日まで



※長浜市以外の地域へ転出された場合、長浜市の妊産婦健康診査等受診券は使用できませんので、転出先の市町村の母子保健担当窓口へ申し出ください。

## 妊婦健康診査費等請求書の郵送先

〒520-0834 大津市御殿浜6番28号  
（公益財団法人）滋賀県健康づくり財団



お問い合わせ先

長浜市健康推進課 TEL0749-65-7751

## 滋賀県外の医療機関で妊産婦健康診査等を受けられる方へ

- 基本受診券及び産婦健康診査受診券は、1回の受診につき1枚使用可能です（同日に複数使用不可）。
- 妊婦健康診査検査受診券は、基本受診券と組み合わせてご使用ください（妊婦健康診査検査受診券のみの使用不可）。

### 【注意事項】

#### —妊婦健康診査等実施報告書について—

- 妊婦健康診査等実施報告書は医療機関が記入する欄です（押印が必要）
- 文書料は長浜市へ請求できません。
- 妊婦健康診査等実施報告書を医療機関に記入してもらおうと文書料がかかる場合は、代わりに妊婦健診費用として支払った領収書の原本（10割負担のもの）と診療明細書、検査内容・受診年月日・医療機関印の押印がある受診券を、請求書と同封して請求できます（但し、領収書のコピーは不可です）。
- 受診券に検査内容・受診年月日・医療機関印の記入押印がない場合は、医療機関で検査を受けたことと受診日がわかるものを同封して請求してください。

#### —妊婦健康診査費等請求書の提出について—

- 複数の医療機関を受診し、健診費用を請求する時は、各医療機関ごとに請求書の記入が必要です。
- 必ず、請求書と一緒に受診券を同封してください。また受診券には、妊婦氏名・生年月日・住所・分娩予定日を記入してください。
- 請求書を提出してから、約2ヵ月後に指定の口座に振り込まれます。  
（振込み完了のお知らせは致しませんので通帳記入等でご確認ください。）  
例：4月10日までに提出した場合は、5月末に振り込まれます。通帳記入すると、（コガ イ） ヲガ ケケコガ ヲガ ヲガ と印字されるのでご確認ください。
- 長浜市外の地域へ転出された場合は、受診券、請求書は使えません。  
転出先の市町村の母子保健担当窓口へ申し出てください。

**提出の期日を過ぎての請求は、お支払いできない場合があります。**

申請から振込みまでの流れ

